

兵労発基 1112 第 2 号
平成 27 年 11 月 12 日

公益社団法人
建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部長 殿

兵庫労働局長



車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第167条の自主検査に係るもの）の公表等について

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第3項の規定に基づき、車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第167条の自主検査に係るもの）が別添1のとおり定められ、本年11月6日付で官報に公示されました（自主検査指針公示第20号）。

貴職におかれましては、下記の趣旨等をご理解いただき、傘下の会員事業場に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

記



1 趣旨について

本指針は、平成27年7月16日付け基発0716第1号通達「硬質地盤油圧式くい圧入機に係る労働安全衛生関係法令の適用について」により、硬質地盤油圧式くい圧入機に係る車両系建設機械としての取扱いが明確にされたこと及び「せん孔機」について、近年、分離型のものが普及してきたことに伴い、これらの機械を含めた車両系建設機械の定期自主検査の適切かつ有効な実施を図るため、当該定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準が定められたものです。

2 留意事項について

車両系建設機械の検査業者については、特定自主検査の結果についての証明書の発行に関する事項等業務規程を変更した場合には、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の19の規定に基づき、業務規程の変更の報告を行う必要があります。